



方・新政府方」の戦死者は、幕末期、戊辰戦争期ともそれぞれ3000余人で計7751人、西南戦争を中心とする土族反乱の場合は6971人となっています。これに対して、幕府方（いわゆる「賊軍」）の戦死者は、今井の研究によれば戊辰戦争では、会津戦争で約3000名、箱館戦争で約800名と推定されており、この二つですでに新政府方戦死者の数を上回っています。また土族反乱における反政府軍（「賊軍」）の戦死者は佐賀の乱216名、神風連の乱123名、西南戦争では約7000名と、これも新政府方戦死者の数を上回っています。

このように、数の上では、ほぼ同様の、あるいはむしろそれを上回る戦死者を出しながら、一般に、「新政府方」の戦死者の遺体は素早く葬られ、招魂社（場）での祭祀も行われたのに対して、それとは対照的に「幕府方」、「反政府軍」の戦死者の遺体の処理や慰霊・祭祀は憚らざるを得ませんでした。とくに戊辰戦争では、「幕府方」の戦死者の遺体は「賊軍」として放置せられ無残な状況に置かれました。

今、一番典型的な例である、会津戦争の場合を見ますと、1868（明治元）年9月22日、会津鶴ヶ城は落城して1ヶ月余の会津戦争は終わりを告げましたが、会津藩兵の屍体は「新政府軍」（「西軍」）当局から埋葬を固く禁じられ、それは風雨に晒され、鳥獣野犬等の餌食となり腐敗するにまかされました。

また、こうした惨状を見かねた村の肝煎が、飯盛山に散在する白虎隊士の屍体を村人とともに寺に仮埋葬したところ捕えられ、埋めた屍体も再び掘り起こされ、野に投棄されたそうです。そして、新政府軍から正式に阿弥陀寺や長命寺に埋葬の許可が出たのは、半年後の翌年の2月であったということです。

また、その際、城内外から集められた屍の埋葬が完了すると、阿弥陀寺では「殉難之墓」と書いた墓標が建てられましたが、新政府軍より「殉難」とは何事かと撤去を命じられ、「弔死標」と書き改めさせられたということです。

こうして、憚られた、「賊軍」の戦死者の慰霊・祭祀も三回忌や七回忌といった年忌を機会に少しずつ整備されていきますが、なんとといっても、その整備の画期となったのは1876（明治9）年8月18日に

政府が各県に宛てて出した太政官達書（第108号「幕軍戦死者の祭祀許可」）です。「戊辰己巳の際、一時朝旨を誤り、王師に抵抗せし者、降伏謝罪の道相立ち、それぞれ寛典の御処分仰せ出され候、各地に於て戦没の者は別段御沙汰もこれなきに付き、その親族ども祭祀等憚り居り候者これある趣に相聞こえ、愍然の事に候間、前条寛大の御趣意に候得ば、死者親族朋友より祭祀等執行儀は御構いこれなく候条、地方官に於て御趣旨とくと諭告すべく（以下略）」といったものです。この達書は幕府軍戦死者の祭祀を親族等が執行することを「御構いなく」と政府が公式に認めたものですが、逆に7～8年たっても、まだ「祭祀等憚り居り候」雰囲気が強固に存在していたことを裏付けるものです。

もっとも、この太政官達書は、1874（明治7）年から翌年にかけて出された、幕末・維新期の新政府方戦死者の招魂社（場）の一連の整備と相俟って、土族反乱に対処する政府側の土族対策という側面があることは言うまでもありません。

そういうこともあって、佐賀の乱に始まる土族反乱においては、指導者の江藤新平や島義勇は除族の上、梟首という最極刑を受け、その首は三日二夜人目に晒されるという酷い扱いを受けましたが、その後は彼等の遺体を含めて、「賊軍」の遺体が極端に粗末に扱われることはなかったようです。

## 2 大赦、位階の追贈、叙爵

この太政官達書が出たこともあって、明治10年代に戊辰戦争や土族反乱における「賊軍」戦死者のための碑や参拝所等が建てられていきますが、何といても彼等の名誉が回復される直接のきっかけになったのは、1890（明治23）年の帝国憲法発布に伴う大赦令の施行です。一般に恩赦は君主（天皇）の仁恵を表すもので、そのことにより君主（天皇）への国民（臣民）統合を図るものですが、なかでも「国事犯」等の大罪を消滅させる、大赦はその最たるものです。この大赦令により、例えば会津藩家老萱野権兵衛、佐賀の乱の江藤新平、島義勇、西南戦争の西郷隆盛らの指導者の罪名が消滅します。さらに罪名が消滅しただけではなく、西郷隆盛にはこの時、正三位が追贈されました。この位階の追贈とい

う点では、1916（大正5）年に大正天皇の即位を記念しての恩典として、江藤に正四位、島に従四位、西南戦争の薩軍幹部桐野利秋、篠原国幹に正五位等が贈られました。そして1924（大正13）年には神風連の乱の太田黒伴男も正五位の追贈を受けています。

この他、西郷の嗣子寅太郎は1902（明治35）年侯爵に叙せられましたが、これは大久保利通の嗣子と全く同格でありました。このように、天皇の大赦令によって、「賊軍」指導者の罪状が消滅させられただけではなく、天皇により、追贈位や叙爵などによって名誉が与えられていったのです。

### 3 慰霊・記念施設の建立

こうした、名誉の回復をうけて、大正時代に入ると地元を中心に彼等を慰霊・顕彰する施設や組織が本格的に整備されていきます。会津戦争では、1913（大正2）年に「阿弥陀寺、長命寺、飯盛山の戦死者墳墓を永遠に維持する」目的をもって「会津弔霊義会」が設立され、1917年には内務大臣の許可を得て財団法人となっています。神風連の乱の場合は、1885（明治18）年に幕末池田屋事件で自刃した宮部鼎蔵ら36名の「勤皇の志士」をたたえる「誠忠の碑」とともに、神風連「百二十三士之碑」が熊本城の東の地に建てられていましたが、1913（大正2）年にこの二つの碑前に祠堂が建てられ、桜山祠殿と命名され（戦後1951年に桜山神社に）、翌々年にはこの祠殿の維持を目的として桜山同志会が結成されました。佐賀の乱では、これまで島等憂国党の戦死者を祀る碑（明治18年建立）と江藤等征韓党の戦死者を祀る碑（明治19年建立）が別々に建てられていたのを、1920（大正9）年に、旧城内の聖地・万部島にそれらを合わせて、「万部島招魂碑」が建てられました。また、少し時代は下がりますが、1939（昭和14）年には佐賀の乱で政府軍側の犠牲者となった戦没鎮台兵の墓の碑文「佐賀県賊徒追討戦死之墓」の「賊徒」の字が削除されるということもありました。

西南戦争では、自決した西郷らの遺体が葬られていた元浄光明寺の墓地には、早くも1880（明治13）年に参拝所が設けられていましたが、1913（大正2）年に社殿が設けられて南洲祠堂となり、さらに

1922（大正11）年には内務省の認可を得て、西郷隆盛を祭神とする南洲神社（無格社）となります。こうして、目に見える形でも「賊軍」指導者の名誉が回復されていたのです。

### 4 日露戦争、韓国併合、満州事変など時代による意味づけ

こうした、内乱期の「賊軍」戦死者の目に見える形の復権は、日本の近代の海外進出・侵略の歩みとともに進められたものでした。会津戦争において飯盛山で自刃した白虎隊を美談として称える歌が『国定小学校読本唱歌』（高等科二）に載ったのは、早くも日露戦争期の1905（明治38）年でしたが、白虎隊は武士道の精華として称揚されるようになり、特に満州事変以降は白虎隊や娘子軍の自決は大義のために自らの命を犠牲にした模範として、また、生還を期さず、忠死を期する手本として、国民を対外戦争に動員するイデオロギーの手本として大きな役割を果たしたのでした。

他方、佐賀の乱や西南戦争においては、これらの「賊軍」戦死者がまさに「征韓」の先駆けとして位置づけ直されることにより、復権していくのです。1911年、韓国併合の翌年、衆議院で江藤らの罪名消滅の建議案が満場一致で可決されるのが、その象徴です（江藤は先に見たように、憲法発布の大赦で賊名が解かれていたにもかかわらず、当局の「手違い」で公表が遅れていたため、このようなこととなったという。江藤に正式に罪名消滅の証明書が遺族に交付されたのは1912年9月12日である）。西南戦争関係でも、1905年に南洲参拝所で日露役凱旋奉告祭が行われ、1910年の韓国併合に際しても、西郷の墓前で「日韓併合奉告会」が催され、1932年の満州事変に際しての出兵にあたっては歩兵第45聯隊が南洲神社に参拝した等々です。

### 5 それでも靖国神社に合祀されず

このように、戊辰戦争や士族反乱において、天皇・王師に刃向かって、「賊軍」とされた戦死者は近代国家の対外戦争の拡大の中で、また明治天皇の死、大正の始まりと共に、天皇・国家の戦争に殉ずる国民、兵士の見本として、またアジア侵略の先駆

けとして読み替えさせる、「記憶」させ直されることによって復権していきます。こうした流れと一になるのが、靖国神社の例祭日の変更であります。神社の例祭日とは、その神社における最も大事なお祭りであり、それが何時行われるかは、その神社の性格を規定するものです。招魂社時代の例祭は戊辰戦争の個々の戦闘記念日を中心に、何度か変更はありましたが、東京招魂社が1879年に靖国神社と改称して以降は、戊辰戦争の最大の激戦のあった会津戦争で、鶴ヶ城が落城した日、すなわち会津降伏記念日の11月6日が秋の例大祭日と定められ、春の例大祭はその半年前の5月6日に定められていました。つまり、招魂社時代を含めて、靖国神社は、第一義的には何よりも、内乱における「官軍」側戦死者を祀り称える神社であったということです。これが変更されるのが、1917（大正6）年12月です。春の例大祭日は4月30日、すなわち日露戦争後の陸軍凱旋観兵式が行われた記念日、秋の例大祭日は10月23日、すなわち日露戦争後の海軍凱旋観艦式が行われた記念日になりました。この例祭日の変更は、靖国神社が何よりも、会津戦争に代表される、幕末・維新期の内乱、そこにおける「官軍」方戦死者を「記憶」する神社から、日露戦争に代表される対外戦争、そこにおける日本側戦死者を「記憶」する神社へとはっきりと転換したことを象徴するものでした。

しかし、それでも内乱期の「賊軍」の戦死者は靖国神社に祀られることはありませんでした。「賊軍」としては当然のことながら、その罪は消滅し、名誉が与えられ、復権し、また靖国神社自身も「内乱」を「記憶」する神社から対外戦争を「記憶」する神社にシフトしながらも、一旦、天皇・王師に敵対して死亡した者は、どのようなことがあっても靖国神社には祀られないという、靖国神社の厳然とした牢固とした戦死者の差別・選別の論理を見ることができると思います。

また、「賊軍」の遺族、関係者にとっても、罪状は消滅し様々な名誉が与えられても、事件直後に受けた差別の傷が簡単に消えるわけではありません。1923（大正12）年6月、会津弔霊義会の初代会長を勤めた町野主水の葬儀が行われましたが、その異様な葬列は若松市民を驚かせました。その遺体は自宅

からお寺まで、荒筵に包まれ引き摺られるようにして運ばれていったからです。これは、先に見たように、会津戦争後、「賊軍」（東軍）の戦死者の遺体は放置されたままにされ、ようやく半年後に寺への改葬が許されましたが、城の内外に散在する腐爛した遺体は、筵に包み、吠に詰めて運び、荒筵を敷いただけで埋葬するほかありませんでした。その時の悲憤・無念の思いが忘れられず、自分の死に際して遺族に荒筵包みの葬送を遺言したのでした。

このように、靖国神社からは差別を受け、また事件直後の差別の傷、悲憤を引き摺りながらも、大赦や贈位、叙爵等の天皇の名で差し出される国民統合の諸装置により、長州対会津、山口県萩市対福島県会津若松市という地域レベルでは、その怨念を持続させながらも、その怨念が少なくとも表面的には、天皇・国家に向かうことのないようにさせられたのであります。

## II アジア太平洋戦争及びその戦死者の「記憶」

### 1 公式参拝の支持の高さ

日露戦争後、靖国神社は日露戦争に代表される、対外戦争を「記憶」する神社となっていくわけですが、今日、遺族や一般の国民にとって、その戦争の「記憶」とは何よりも、1931（昭和6）年の満州事変から1937年の日中戦争を経てアジア太平洋戦争に至るいわゆる15年戦争であります。

先に、靖国神社に祀られている祭神は約247万人（柱）と言いましたが、よく知られているように、この内、最も新しい、アジア太平洋戦争で亡くなった方が213万3760人と実に87%を占め、日中戦争の19万1218を加えると実に94%、満州事変の1万7175人を加えると95%になります。1945年の敗戦に至る、靖国の歴史70余年の歴史の中で、最後の15年間に95%、あるいは最後の4年間で87%の戦死者を出しているわけです。あの「先の大戦」と言われるものの大きな意味を物語っていると同時に、靖国問題における戦争の「記憶」といえば、何よりもこの「先の大戦」の戦争、そこでの戦死者の「記憶」の問題であるということは、たんに時間の問題だけではなく、この膨大で圧倒的な戦死者の数の問題でもあるのです。

ところで、このように大量の戦死者を出した戦争の体験を背景にした、日本国民の二度と戦争はゴメンだという意識の強さ、これがいわゆる憲法第9条の戦争放棄と結び付いて、戦後日本の分厚い「護憲」意識を形づくってきましたが、こと靖国神社問題となるとその「護憲」意識はストレートには現れてきませんでした。例えば、1975年に、靖国神社国家護持の運動が靖国神社法案の成立から公式参拝運動の実現に転換した頃に行われた世論調査（1975年5月、日本宗教放送協会実施）では、天皇が公式に靖国神社に参拝しても問題ないという意見がなんと、80%と高い支持を見せていました。もちろんこの数字には、同時に行われた、憲法に政教分離原則があるのを知らないという国民が56%、靖国神社が戦後国家の手から離れたということを知らないという国民が61%もいたということも背景にはなっていますが、いずれにしても、二度と戦争はイヤだという平和意識、「護憲」意識は、この靖国問題に限り貫かれていなかったといえてよいでしょう。その後、津の地鎮祭違憲訴訟をはじめとする、多方面の靖国訴訟の運動、日本人にとっては与えられた側面の強かった、憲法の政教分離規定を自らの血肉にする運動の発展によって、信教の自由や政教分離原則の理解が深められてきました。また他方、吉田裕が明らかにしてきたように、日本の侵略や加害性を認める世論が80年代にかけて多くの国民の認識するところとなってきました。しかしながら尚、靖国神社の公式参拝を支持し、当然とする世論は例えば昨年の小泉首相の8月13日の参拝の後を受けた世論調査でも、参拝してよいという意見が69%となお7割近い数字を示し、すべきではないという意見は21%、2割に止まっているという現実があります（『毎日新聞』8月20日）。

## 2 遺族の意識、戦争の「記憶」

この公式参拝を支持する声の共通認識は「国のために亡くなった方を国が祀るのは当然だ」というものであると思います。この認識は、先に見たように、信教の自由や政教分離の原則を埒外においた議論です。憲法にこれが規定されているのは、また靖国問題を除き、一般論としてはこの政教分離原則が支持

されているのは、戦前において国家が神社神道を宗教にあらずとして、国家管理し、それ（国家神道）を天皇・国家中心主義、さらには戦争賛美の思想を国民に鼓吹するために利用し、ために神社神道を含む仏教、キリスト教、その他の諸宗教の信仰の自由を奪ったからに他なりません。しかし、こと靖国神社問題に関しては、この信教の自由や政教分離の原則が忘れられてしまうのです。それだけ、戦争で死んだのは、「自ら望んだ死ではなく、国のために犠牲になった」という思いが強く、したがってそれを国家が責任を感じて祀るのは当然であるということになるのでしょう。あるいは、人は死ねば神や仏になるという日本人の民俗的宗教意識の牢固とした存在もそれを支えているのでしょう。

この「国のために亡くなった方を国が祀るのは当然である」という意識を遺族の意識に即して、もう少し腑分したのが菱木政晴です（菱木は独特な国家神道の概念をもっており、以下に紹介する「靖国」側とは菱木の原文では「国家神道では」となっているものです）。まず、「戦死」の評価、「国のために死んだ」という意味ですが、遺族にとっては「国のせいで殺された」という実感、「悲しい死」であるのに対して、「靖国」の側では「国と天皇につくして命を捧げた」、「見做うべき死」となります。また、「戦争」の評価に関しては、遺族にとっては「悲惨で非道な戦争」となりますが、「靖国」の側では「聖戦」となります。さらに「祀る」ということ的位置づけにおいても、遺族にとっては「国の謝罪」、懺悔、「申しわけございません、もう二度とやりません」という意味だと「勘違い」しているが、「靖国」の側では「国と天皇に尽くしたものに対する称讃」と位置づけ、「感謝します、もう一度お願いします」、「ほめたたえ、あとに続けと促す」ものである、というものです。

## 3 二つの英霊観

報告者もかつて、日本の宗教界を代表する教団連合の一つである、新日本宗教団体連盟（新宗連）やその青年組織である新日本宗教青年会連盟（全青連）の、千鳥ヶ淵戦没者墓苑での戦死者の慰霊活動を分析する中で、戦死者を「英霊」＝「すぐれたる

魂」と位置づける立場にも、いわば「偉業者型英霊観」と「犠牲者型英霊観」という異なった二つの立場があることを分析したことがあります。

「偉業者型英霊観」とは靖国神社や公式参拝運動を推進している側の論理、その「英霊観」で、先の大戦を「自存自衛の戦争」、「東亜諸民族解放の戦争」として肯定的にとらえ、したがってまた、そこでの戦死を「偉業」としてたたえる立場です。これに対して、「犠牲者型英霊観」とは、先の大戦を「良くない戦争」、「間違った戦争」として否定的にとらえ、したがってまたそこでの戦死者を「犠牲者として悼む」立場です。犠牲者がなぜ「英霊」なのか、それは、そうした犠牲の上に、戦後（今日）の日本の平和や繁栄があるという論理なのです（「平和の礎」論）。

また、こうした異なる戦争観、戦死者観は、ただ単にそれにとどまるものではなく、もっと広く、戦前、戦後の国家社会の評価にまで発展・関連を持っています。すなわち、「偉業者型英霊観」はどちらかと言えば、戦前の国家社会の肯定的評価、したがってまた戦後の国家社会の諸価値に対する否定的評価を特徴としていますし、逆に「犠牲者型英霊観」は、戦前の国家社会を軍国主義的なものととらえて、否定的に見、それと対比して戦後の社会を民主国家、平和国家として肯定的にとらえるという特徴を持っています。

もっとも、この二つの「英霊観」といっても、それは遺族の持っている英霊観を「理念型」としてあらわしたもので、現実にはこの両方の観念が複雑に重なり合っており、例えば、戦争観にしても「やむを得ない」戦争だったというのが実感的には多数の戦争認識、「記憶」であるし、また「偉業者型英霊観」の立場に立ちつつ、そうした戦死によって、戦後（今日）の日本の平和や繁栄があるという、「平和の礎」論も一般的なものです。

しかしながら、「英霊」観念に囚われているとか、公式参拝に何の疑問も感じないとかという点にだけ目を奪われて、この「犠牲者型英霊観」が内包する戦争や国家や軍隊に対する厳しい、突き放した目があることを見落としてはならないと思いますし、先の、靖国神社公式参拝支持の高い数値の中にも、実

は、この立場からの支持も含まれていることに注意を払う必要があります。

#### 4 「犠牲者型英霊観」の持つ意味

この「犠牲者型英霊観」は戦没者遺族だけではなく、原爆や空襲、沖縄戦、さらには「外地」からの引き揚げなどの体験者・遺族などの戦争観や死者観に共通するだけではなく、「内地」で戦争中の不自由な暮らしや戦後の生活難を体験した者のそれとも重なるものであり、そういった意味では、国民共通の戦争体験、戦争認識、戦争の「記憶」であります。とりわけ、その「戦争は二度とイヤだ」、「戦争に負けて良かった」、「軍隊はキライだ」という国民的な体験は、渡辺治も指摘しているように、日本の軍事大国化の歯止めとなってきたものでした。

たしかに、この体験、認識、「記憶」は侵略戦争といった認識やアジアへの加害者意識といったものを欠落したのですが、日本人がそれらを認識し心に刻みつける、あるいは共感するきっかけ、出発点、土壌ともなるものですし、事実になってきたものだと思います。80年代以降、侵略戦争認識、アジアへの加害意識が国民的なものになっていく中で、「犠牲者型英霊観」に見られるような、日本人の被害者意識の強さが加害意識を弱めた、曇らせてきたというような議論が一部で「流行」しましたが、これは私には少し乱暴で不正確な意見のように思われます。

今井清一は空襲や戦災を記録する運動に関して次のように述べています。「被害と加害の問題が出てきました。日本の侵略による加害を棚に上げて空襲の被害だけを取り上げるのは不当だということです。たしかに近代日本は、外国に出征する戦争で領土を広げながら、自国の国土を戦場として住民を巻き込んだ戦争の悲惨さを味わわずにきました。それが国民の間に戦争を誇りとする見方を広げました。その例外が沖縄戦と日本本土空襲です。国内の戦場の実状を知ること、日本が外国で行った戦争のむごさも実感させ、民衆にとって戦争の意味を明らかにしてくれます」（井上弘、4頁）。

私もこの意見に賛成です。とくに最近、山田朗が述べているように、今の親の世代は「戦争非体験世代」であり、若者たちの世代は「完全戦争非体験世

代」となっており、「戦争体験がすんなりと伝えられなくなっている」、したがって「事実に基づき、丁寧に歴史を理解させねばならない」のです。この点からも、被害者意識、被害者体験として、なんとなく軽視される傾向のあるこうした、沖縄戦や空襲、原爆体験、引き揚げ体験、戦争中や戦後の暮らし体験、学童疎開や勤労働員などの体験や記録の引継ぎは大事な課題だと思います。もちろん、それは70年代前半までの運動の単なる復活ではありません。国内における戦争体験は単に今述べたようなものばかりではなく、今日では戦争遺跡（戦跡）発掘という形でも発展してきていますし、また80年代以降の加害者体験、侵略体験の発掘もすすんでいます。いま、そうしたことを総合的に組み合わせて「戦争」の記憶を創りあげることが出来るし、またその必要があると思います。この意味において、この「犠牲者型英霊観」を大事に、注意深く取り扱っていく必要があると思います。

#### おわりに

最後に、「靖国」問題が議論される場合に、もう一つの戦没者追悼施設として引き合いにだされる、千鳥ヶ淵戦没者墓苑の問題に触れておきたいと思います。

昨年8月、小泉首相が靖国神社に「公式」参拝し、内外の批判を受けましたが、諸外国、とりわけ韓国との間でA級戦犯の祀られていない、靖国神社に替わる戦没者追悼施設の検討を約束し（2001年10月日韓首脳会談「七項目の合意」）、それもあって、福田官房長官の下に私的諮問機関「追悼・平和祈念のための記念碑等施設の在り方を考える懇談会」（今井敬経団連会長、同年12月発足）が発足し検討を加えています。

こうした、靖国神社に替わる千鳥ヶ淵戦没者墓苑を含む代替施設については、どのように考えたらよいのか。大きくは三つぐらいの立場が考えられると思います。一つは歴史的にも靖国神社が戦没者の追悼施設として存在しており、それで十分であるという考え方。二つ目には、戦後の平和主義や政教分離原則の下で、靖国神社は国家的・公的追悼施設にはなじまないの、靖国神社に替わる国家的・公的追

悼施設を考えるべきであるという立場です。三つ目には、勝れて個人の内面に関わる追悼や祈念や慰霊という問題に、どのような立場であれそれに国家や公的なものが関わるべきではないという立場です。これまで、第1と第3の立場はそれぞれに深まり、またお互いに論争し合ってきましたが、原田敬一が問題提起したように、第2の立場の議論も今後深めていく必要があるのではと思っています。この第2の立場にも、一つは現にある千鳥ヶ淵戦没者墓苑を理念的にも形態的にも発展させればよいという考えがあります。理念的というのは、千鳥ヶ淵戦没者墓苑は1953年にその設立が決定され、1959年に竣工したのですが、その設立の直接の契機が、海外での遺骨収集が始まり、その際、引き取り手のない遺骨をどうするかというものであったように、この墓が対象にしている戦没者は日中戦争以降の、海外での戦没者240万人（軍人・軍属210万人、一般30万人）です。例えばそれを、政府主催の全国戦没者追悼式が対象にしている軍人・軍属230万人（外地210万、内地及び周辺20万）、一般邦人80万人（戦地戦没者30万人、戦災死亡者50万人）計310万人を象徴するものにする等といった問題です。形態的とは今日報道されているように、収集された遺骨の納め場所が手狭になっている等、それに相応しい環境の整備をいいます。

第2の立場のもう一つは、千鳥ヶ淵戦没者墓苑とは別に新しく、例えば沖縄県の「平和の礎」のように、対象を「味方」、「日本人」だけに限定するのではなく、いわゆる「敵方」、「外国人」の死者も含めて対象としたものを建設するという考え方です。理念的には、この立場がよく言われているように、日本人の伝統的な敵味方を差別なく祀るという理念に最も適うものであるのかもしれませんが。

ただ、この立場とて、例えば沖縄の「平和の礎」にしても、理念的に全く問題がないかと言えば必ずしもそうではありません。軍の指導者と被害者が全く同列に扱われ、戦争責任を曖昧にするものなどの批判もあります。また、先年の沖縄サミットの際、クリントン大統領が訪れ礎の建設の理念とは必ずしも相入れない演説を行ったように（『沖縄タイムス』2000年7月21日夕刊）、その創設の理念とは別のも

のとして利用され位置づけられる可能性を残しているものです。ましてや国立の施設となれば、当然国家の新しい国民統合に利用されるものであることはいうまでもないことです。この点が、先の第3の立場の論点が出てくる根拠でもあります。

ただ、報告者は逆に、現にある「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」が、その設立の理念を超えて、例えば8月14日の新日本宗教青年会連盟（全青連）の慰霊式典や9月18日（柳条湖事件・満州事変勃発の日）の浄土真宗本願寺派の法要のように、過去のアジア侵略の歴史を反省し、靖国的な戦没者の追悼を批判し、敵味方を越えた全戦没者、全戦争犠牲者を慰霊、あるいは法要する場にもなっていることに注目しています。そして、報告者は、個人や団体がそれぞれの信条に基づき、それぞれの戦争観、戦死者観、「記憶」に基づいて、自らの意志を外に向かって表明しあうことの大事さを思うものです。

そういった意味では、この第2の立場で大事なものは、今の千鳥ヶ淵戦没者墓苑がそうであるように、様々な立場、個人、団体での追悼、記念、慰霊が可能な、開かれた場であることが一番大事なことであるように思います。形態や理念については、国立ということになれば、どこかで妥協がなされなければならないものですが、一番大事なのはそこで、個人や団体がそれぞれの思想信条、それぞれの戦争の「記憶」に基づいて、戦没者、戦死者の慰霊・追悼・記念が表明できる自由が保障されていることだと思いますし、さらにはそういったことをしない自由も保障されていることだと思います。

#### 【参考文献・論文】

- 大江志乃夫『靖国神社』（岩波新書、1984年）  
田中伸尚・田中宏・波田永実『遺族と戦後』（岩波新書、1995年）  
菱木政晴『解放の宗教へ』（緑風出版、1998年）  
同『浄土真宗の戦争責任』（岩波ブックレット、1993年）  
井上弘『小田原空襲』（夢工房、2002年）  
吉田裕『日本人の戦争観』（岩波書店、1995年）  
『靖国神社誌』（靖国神社、1911年）  
『靖国神社百年史』史料編上（靖国神社、1983年）

森岡清美・今井昭彦「国事殉難戦没者、とくに反政府軍戦死者の慰霊実態——調査報告」（『成城文藝』102号、1982年11月）

今井昭彦「上野彰義隊墓碑と函館碧血碑」（群馬県文化財研究会『ピエネス』第1号、1995年2月）

同「越後小出戊辰戦役における戦死者祭祀」（成城大学常民文化研究会『常民文化』第20号、1997年3月）

同「神風連の乱における戦死者祭祀」（群馬歴史民俗研究会『群馬歴史民俗』第18号、1998年2月）

同「佐賀の乱における戦死者祭祀」（岐阜女子大学『地域文化研究』第15号、1998年3月）

同「会津少年白虎隊士の殉難とその埋葬」（『常民文化』第24号、2001年3月）

国立国会図書館『靖国神社問題資料集』（1976年）

靖国神社・やすくにの祈り編集委員会『御創立百三十年記念 やすくにの祈り』（1999年）

中島三千男「戦争と日本人」（岩波講座『日本通史』20巻現代1、1995年）

原田敬一「公的追悼空間論——戦没者問題をめぐって」（『新しい歴史学のために』第238号、2000年6月）